

香川働き方改革共同宣言に基づく取組

令和 7 年 3 月

働き過ぎをなくすという課題は、使用者（経営者）の取組はもとより、労働者の協力のほか、取引先事業主や消費者・発注者である県民一人ひとりが、「商品やサービスの提供には、働く人の長時間労働に支えられているものがある」ことを理解してもらう必要



香川働き方改革推進会議において**全員参加による働き過ぎのない香川県**を目指して「**香川働き方改革共同宣言**」を実施（2023年10月19日）

取引先の事業者などに長時間労働を生じさせないよう、**産業界における商慣行の見直しや 県民の協力**などを促していくことを確認



香川働き方改革共同宣言の様子

【共同宣言 署名者】

日本労働組合総連合会 香川県連合会 会長
香川県経営者協会 会長
香川県商工会議所連合会 会長
香川県商工会連合会 会長
香川県中小企業団体中央会 会長
（一社）香川労働基準協会 会長
香川県社会保険労務士会 会長
香川県知事
四国経済産業局 地域経済部長
香川労働局長

関係機関と協働・連携し、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設業・ドライバー・医師をはじめ、全ての働く人の働き方改革を推進

1 業界団体や事業主への要請

取引先事業主等による対応を要請：

- ▶ 荷主企業や事業主団体
 - 2023年10月
 - 2024年9月 (他労働局・運輸局・公取と合同)
- ▶ 建設工事発注の多い主要企業等
 - 地方整備局長と合同 (県、公取同席)
 - 2024年8月6日
- ▶ 旅行業界 (バス等業者に発注)
 - 2024年9月 (香川運輸支局と合同)

2 チラシやHPの作成

取引先事業主に対応を求めるチラシ・特設ページ (HP) を作成

荷主等事業主 各位

物流を支える環境整備の推進について (周知)

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

- 1 時間外労働の上限を規定する改正労働基準法や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要
- 2 2024年3月に新たに告示した標準的運賃の内容
- 3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月策定)、独占禁止法上の物流特殊指定や優越的地位の濫用規制の内容
- 4 荷主企業による取組事例

令和6年9月

徳島労働局長
香川労働局長
愛媛労働局長
高知労働局長
四国運輸局長
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所長



農林水産業、製造業、卸・小売業、建設業など
様々な業種の荷主となる事業主の方へ

厚生労働省 香川労働局

トラック運転手の荷待ち時間の解消などが重要です
～ガイドラインに基づき物流を適正化・効率化しましょう～

建設工事を発注する企業等の皆様へ

厚生労働省 香川労働局

労働時間規制を踏まえた余裕のある工期設定をお願いします

事業主の皆さまへ

厚生労働省 香川労働局

取引先の事業者等に長時間労働を生じさせていませんか？
～残業の多い建設業・ドライバー・医師も残業規制が始まりました～

事業主は、取引先事業主などに長時間労働を生じさせないよう取引上配慮に努めることが義務付けられています。また、全ての事業主は、労働基準法に基づく時間外労働の上限時間を超えて労働者に仕事をさせることができません。

(2024.4更新)

性がある時間が長役作業な。と協力し

ドライン

省・国土交通省) 経済産業業者が早

こと、物

3 長時間労働の削減等に積極的な企業への訪問

取引先の長時間労働削減に取り組む企業を労働局長が訪問し、事例をHP等で紹介

- ▶ 荷主企業 (2023年11月)
 - 香川運輸支局や四国経済産業局と訪問
- ▶ 建設工事の発注者と受注者 (2024年11月)
 - 四国地方整備局と訪問



帝国製薬 (株) での見学の様子



「高松自動車道 高松西IC～大野原IC間耐震補強工事 (その2)」での見学の様子

4 取引先事業主等に対する説明会

取引先事業主等に対する説明会を実施

- ▶ 公共工事発注機関 (2024年2月9日)
 - 四国地方整備局と合同
 - 香川のほか愛媛・徳島の市町村も対象
- ▶ 荷主企業 (2024年2月28日)
 - 四国経済産業局、中国四国農政局、四国運輸局との4者で主催 (公取四国支所も講演)

荷主企業等向け

物流の「2024年問題」に関する説明会

物流分野では、担い手不足等の様々な課題があり、本年4月から、トラックドライバーの長時間労働の削減のため、単回の拘束時間をこれまで0.5(16時間)から最大でも4.0(時間)とする規制等が始まります。一方、ドライバー1人当たりの労働時間が短くなり、荷も対策を講じなければ、2024年度には14%もの輸送力不足が懸念される「2024年問題」に直面しています。

本説明会では、荷主企業が、荷も対策を講じなければ物流が停滞しかねない状況について理解を深め、適切な危機感の下、具体的な対策を行えるよう、荷主企業に求められる取組や支援策などを各関係行政機関から紹介いたします。

- 1.開催日時 令和6年2月28日(水) 14:00~16:00
- 2.開催場所 高松サポート合同庁舎 南101会議室
- 3.対象者 荷主となる企業 (行政機関や金融機関など御興味ある他の事業主等も参加可能です)
- 4.説明内容 (予定)
 - ・改正労働基準法等のポイントについて
 - ・物流の2024年問題への対応について 等 (荷主企業に求められる取組、行政による支援策等) ※各行政機関から説明を行います
- 5.申込方法 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト <https://www.rokudo.kochi.go.jp/saishin/saishin/kyouka/> の「香川労働局」を選択してお申込みください。

【申込〆切】2月25日(日) ※お申し込みは2月25日(日)まで、締め切りとなります。

※お車の確保、サポート高松地下駐車場など付近の有料駐車場をご利用ください。無料の駐車場はありません。

※分庁1部の組合受付での入館手続は不要です。本説明会場の受付に直接お越しください。※お申し込みは1ヶ月前から開始します。※併せて参加証書も発行いたします。※お申し込みによって得られた個人情報等は厳重に管理し、参加の可否確認等、申込者への連絡を行う場合に限り利用いたします。企業情報は今後の告知等随時の更新をいたします。

【問合せ先】香川労働局 監修課 087-811-8918 ※お問い合わせの方向によっては、受付サイトの運営委託先を案内する場合がございます。

四国経済産業局 MAFE 中国四国農政局 四国運輸局 香川労働局

公共工事発注担当者向け

時間外労働の上限規制適用に伴う対応に関する説明会

改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が、本年4月から建設業においても始まります。

改正法の適用後において、建設事業者が公共工事において法を遵守できる条件を整えないと、工期が遅れざるを得なくなったり、入札が不調・不発に終わったりすることも懸念されます。

本説明会では、改正法の適用に伴い、発注者の立場としてどのような具体的な対応を行うべきか、市町村等の公共工事発注機関において検討する際の参考として、関係工事の取組等を紹介します。

- 1.開催日時 ①令和6年2月9日(金) 10:00~12:00 ②令和6年2月9日(金) 13:30~15:30 ※2回とも同じ内容です。ご都合の良い日時をお申込みください。
- 2.対象者 市町村の公共工事発注担当部署の職員の方 ※公益企業等の方も参加可能です。
- 3.説明内容 (予定)
 - ・改正労働基準法について
 - ・公共発注工事における国の取組について 等 ※発注者と整備局の各関係部署から説明を行います
- 4.開催形式 Microsoft Teams (Teams) を無料で使用可
- 5.申込方法 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト <https://www.rokudo.kochi.go.jp/saishin/saishin/kyouka/> の「香川労働局」を選択してお申込みください。

【申込〆切】2月7日(水)

【問合せ先】香川労働局 監修課 087-811-8918 ※お問い合わせの方向によっては、受付サイトの運営委託先を案内する場合がございます。

国土交通省 四国地方整備局 厚生労働省 香川労働局

1 助成金などによる支援

賃金引上げのための支援情報等を他機関のものもまとめたチラシを作成して周知。

(主な助成金)

- 業務改善助成金
- 働き方改革推進支援助成金
- キャリアアップ助成金

2 県内全体の機運醸成

働き方改革推進会議で賃上げ・価格転嫁を議論
(2024年2月27日、2025年1月15日(本日))

県・経産局・県商工会議所連合会の主導した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に参画(2023年5月)

労働時間規制説明会で公取四国支所が価格転嫁について講演(2024年度、県内計9回、運送業・建設業向け)

3 個々の事業者に対する働きかけ

全国共通の取組

労働基準監督署の定期監督等において賃金引上げに向けた検討を働きかけ

公共職業安定所による求人充足に向けた求人条件緩和指導において必要に応じて賃上げも指導

最低賃金や同一労働同一賃金の履行確保

「下請けたたき」等事案の公取等への通報

荷主等事業主 各位

物流を支える環境整備の推進について（周知）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性がります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

- 1 時間外労働の上限を規定する改正労働基準法や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要
- 2 2024年3月に新たに告示した標準的運賃の内容
- 3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（2023年11月策定）独占禁止法上の物流特殊指定や優越的地位の濫用規制の内容
- 4 荷主企業による取組事例

令和6年9月

徳島労働局長
香川労働局長
愛媛労働局長
高知労働局長
四国運輸局長
公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所四国支所長

【関連情報はこちらをご覧ください】

< お願い事項 1 , 2 , 4 関係 >

物流情報局「荷主の皆さまへ」 | 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>



< お願い事項 3 関係 >

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



独占禁止法 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/index.html>



< 関連情報へのリンク集 >

はたらきかたススめ！（すべての一般市民・事業主の皆様へ） | 香川労働局

https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/112501_00013.html



県民のみなさまへ

私たちの暮らしを支えるのは
私たち自身です働く人のため今すぐ**3つのしない配慮**にご協力ください！仕事を**妨げない** **増やさない**
勤務時間外にさせない **配慮**をあなたの行動が**長時間労働**を招いているかも？

荷物の配達で

宅配ボックスや置き配を利用する

- ☑ 何度も荷物の再配達をお願いしていませんか？
- ☑ 送るときは、一度で受けとれる日時と場所を指定しましょう

配達ドライバーのために



医療機関に行くとき

救急外来のコンビニ受診は×

- ☑ 診療時間内に受診や病状説明を受けましょう
- ☑ まずは、かかりつけ医へ

大きな病院は、急患や
難しい病気の人もかかる場所

医師のために



自宅や近隣の工事で

- ☑ 短い工期で依頼していませんか？
- ☑ 近隣工事の説明を夜間・土日にかけていませんか？

工期は
遅れることも
あります

建設関係者のために



ドライブで／貸切ツアーで

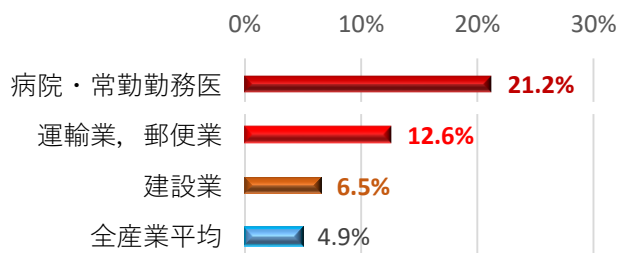
- ☑ 高速のPAやSAでバスの駐車場所に一般車をとめていませんか？
- ☑ 過密日程の貸切ツアーは難しい

バスやタクシー運転手にも
休憩時間が必要です。
拘束時間の**制限**もありますよ！

運転手のために



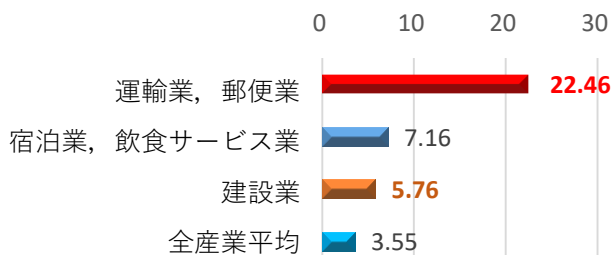
図1 過労死を発生しかねないペースで働く人の割合



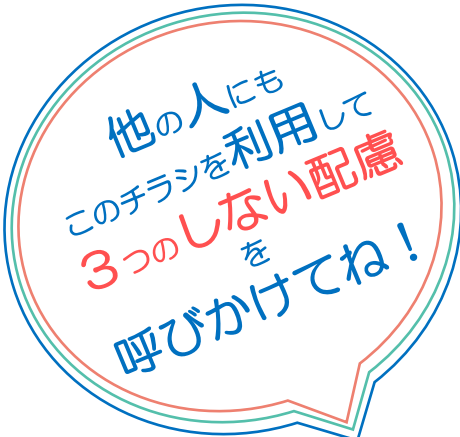
※運輸業、郵便業、建設業、全産業平均については、月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合(総務省「労働力調査」(2023年)から香川労働局作成)
※病院・常勤勤務医については、過労労働時間が60時間以上の割合(「医師の勤務環境把握に関する研究(令和4年度厚生労働科学研究)」から)

図2 過労死等認定事案の発生頻度

(人/百万人)



※雇用者数100万人当たりの脳・心臓疾患の労災認定件数(上位3業種)(農林業等除く)
※厚生労働省「令和5年度『過労死等の労災補償状況』」の令和5年度件数を、総務省「労働力調査」の2023年平均で除したもの(香川労働局作成)



運輸業、医療、建設業は、様々な場面で私たちの暮らしを支えています
が、他の業種に比べて残業が多く、**過労死**を発生しかねない労働時間
となっています。期限が短い依頼や長時間労働は、事故につながります。

私たちが健康で便利な生活を送れるのも、そうした現場で働く人たちのお
かげです。これらの業種で働く人たちの長時間労働を減らし、魅力ある職
場にする必要があります。

働く人の仕事を「**妨げない**」「**増やさない**」「**勤務時間外にさせない**」と
いった「**3つのしない配慮**」について、県民の皆さまのご協力をお願いします。

このチラシは
[香川労働局のHPから](#)
ダウンロードできます→



※ほかの職業に続いて、トラック・バス・タクシーのドライバー、
医師、建設業で働く人も、2024年4月から、残業時間
の上限規制が始まりました。



関連サイト

- 建設業
- トラック
- バス・タクシー

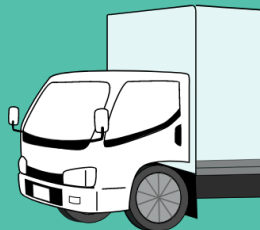
[国民の皆様へ | はたらきかたススメ](#)
(厚生労働省特設サイト)

- 公式X 旧Twitter
- 公式Facebook

例えば
宅配便を
利用するとき

再配達削減のためにお願いしたい具体的なアクション

- 自分が1回で受け取れる日時・場所を指定しよう
- 配達状況の通知アプリを活用しよう
- まとめ買いで配達回数を減らそう
- 急ぎ便は状況に応じて使い分けよう
- 相手が1回で受けとれる日時・場所を指定しよう
- 送り先の住所は正しく記載しよう
- 宅配ボックス・置き配を活用しよう
- コンビニ受取りを活用しよう
- 街なかにある宅配ロッカーを活用しよう



- 医師
- [「医師の働き方改革」.jp](#)
(厚生労働省公式サイト)
- [上手な医療のかかり方.jp](#)
(厚生労働省公式サイト)

香川働き方改革推進会議



香川働き方改革推進会議では、労使団体トップや香川県知事らが働く人に過度な負担を生まないアクションを県内で進めることを共同宣言しました。(2023年10月)

香川労働局 香川県 日本労働組合総連合会香川県連合会 香川県経営者協会 香川県商工会議所連合会 香川県商工会連合会
 香川県中小企業団体中央会 香川労働基準協会 香川県社会保険労務士会 香川県建設業協会 香川県建設産業団体連合会
 日本建設業連合会四国支部 建設産業専門団体四国地区連合会 香川県タクシー協同組合 香川県トラック協会 香川県バス協会
 香川県旅行業協会 香川県医師会 四国地方整備局 四国運輸局 四国経済産業局 四国総合通信局 四国財務局
 香川県中小企業診断士協会 香川働き方改革推進支援センター 香川県よろず支援拠点 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部
 四国税理士会香川県支部連合会 高松信用金庫 日本政策金融公庫高松支店 香川産業保健総合支援センター

※本資料の利用は、香川労働局ホームページ[利用規約](#)に準じます(どなたでも所定のルールに従って複製等、自由に利用できます。商用利用も可能です。)
 ※本資料のイラストは、厚生労働省特設サイト「はたらきかたススメ」から。写真は香川労働局撮影。(2024.11作成)

香川労働局発表

令和6年11月26日

報道関係者 各位

香川労働局労働基準部 監督課
課長 小林 弦太
主任監察監督官 大倉 幸一
(直通電話) 087 (811) 8918
(夜間電話) 087 (811) 8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

広く県民に対し、働く人の長時間労働防止への配慮を呼びかけ

2024年度から時間外労働の上限規制が全面適用され、幅広い関係者共同でチラシを作成

香川労働局を含め31の関係機関・団体等では、働く人の長時間労働防止のアクションを呼びかけるため、県民向けの周知用チラシを共同で作成し、本日、一斉に各ウェブサイトにてチラシを掲載しました。

チラシは、広く県民に、生活の様々な場面において、自身の行動が長時間労働を招く可能性があることを知ってもらい、仕事を「妨げない」「増やさない」「勤務時間外にさせない」配慮(3つのしない配慮)などとして、働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていく具体的なアクションに協力してもらうよう呼びかける内容です。

今後も、各関係者で様々な機会をとらえて、各県民に対して、周知していくとともに、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらうよう、呼びかけていきます。

【チラシの掲載場所（香川労働局ウェブサイト）】

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hatarakuhitonotameni.html>



【添付資料】

県民向け周知用チラシ「働く人のため今すぐ3つのしないにご協力ください！」

【参考】

- 令和6年(2024年)4月1日から、建設事業、自動車運転者、医師についても、働き過ぎを防ぐことで、働く人の健康を守るため、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制等が始まりました。
- 特にこれらの業種では、働く人の長時間労働の背景として、短い工期での建設工事の実施要求、荷物の配達において長時間の荷待ちや繰り返しの再配達が生じている取引慣行、医療提供における応召義務がある中での患者の受診ニーズが存在します。そのため、長時間労働の是正には、県民などの理解等も欠かせません。

トラック運転手の荷待ち時間の解消などが必要です

～ ガイドラインに基づき物流を適正化・効率化しましょう～

我が国の物流は、2024年度には約14%もの輸送能力不足が生じる可能性があるといわれる「2024年問題」に直面しています。トラック運転手は、労働時間が長く、長時間労働の主な要因として、長時間の運転時間、荷待ち時間、荷役作業など、荷主が率先して取り組まなければ解消が難しい課題が多くあります。

関係ガイドラインを参照し、荷主事業者として率先して、物流事業者と協力して物流の適正化と生産性向上を図ってください。

物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

(2023/06経済産業省・農林水産省・国土交通省)

「物流の2024年問題」への対応を加速することを目的として、2023年6月、経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名で、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめたガイドラインが策定されました。

荷待ちや荷役作業等の時間を2時間以内（さらには1時間以内）に短縮すること、物流への負担となる商慣行の是正、運送契約の適正化について定めています。

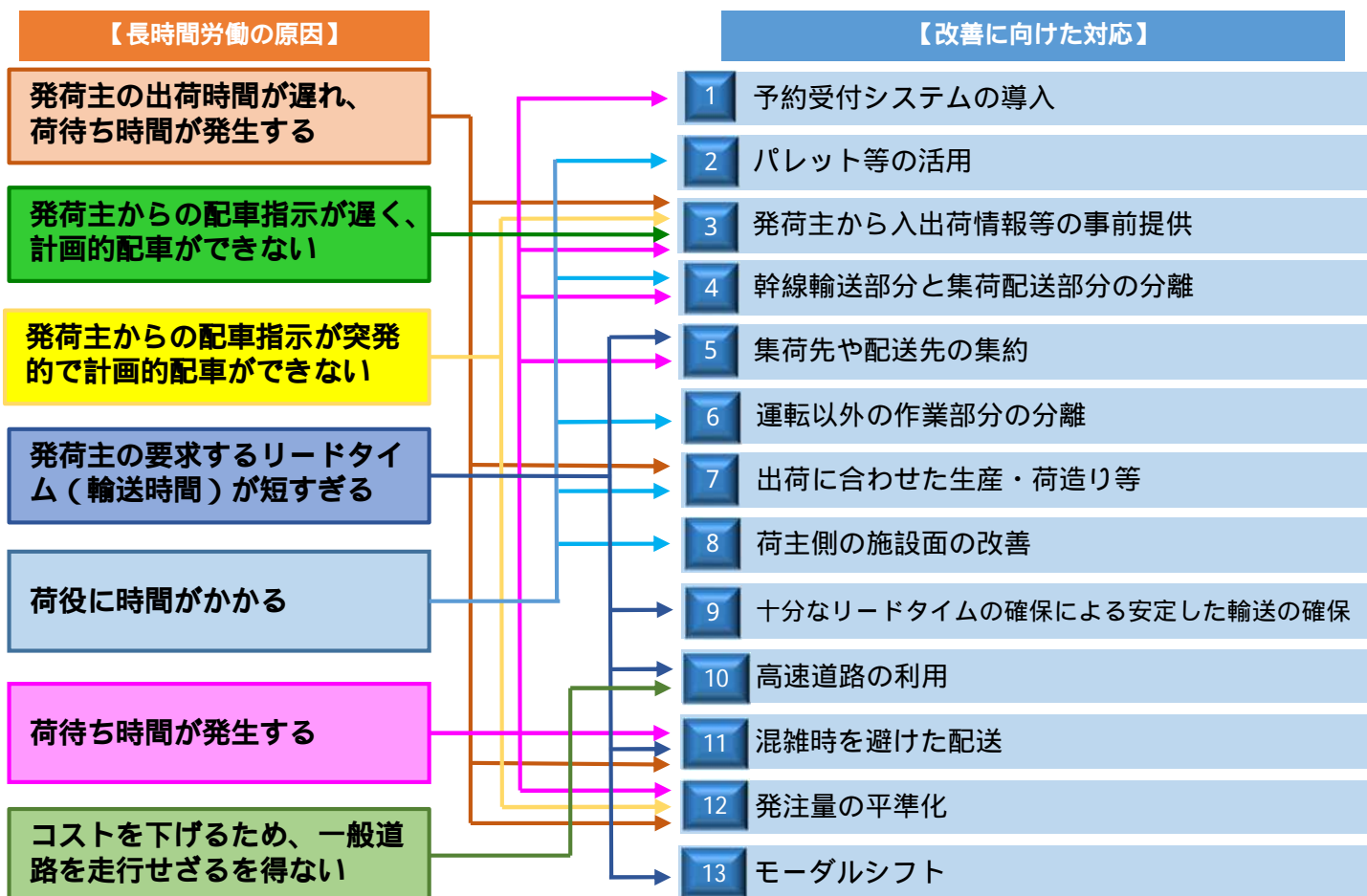
荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

(2019/08厚生労働省・国土交通省・(公社)全日本トラック協会)

荷主とトラック運送事業者が協力しながらトラックドライバーの労働時間を短縮するパイロット事業を行い、対応の進め方や事例をまとめたガイドラインが策定されています。分野別編（裏面参照）もあります。

ガイドライン掲載の事例も参照し、ドライバーの長時間労働を改善しましょう。

ガイドライン の概要（取引環境と長時間労働の改善に向けた対応）



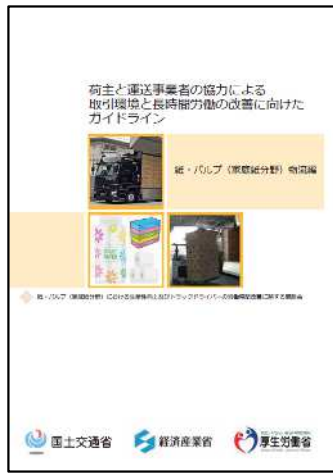
ガイドライン 各分野編



加工食品、飲料・酒
物流編



紙・パルプ（洋紙・
板紙分野）物流編



紙・パルプ（家庭
紙分野）物流編



建設資材 物流編



ガイドライン は、分野編を含め、ポータルサイトの「情報いろいろ宝箱（荷主の皆さまへ）」ページに掲載しています

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

自動車運転者は、改善基準告示により、拘束時間、運転時間の上限等が定められています。発注担当者に改善基準を周知し、ドライバーが改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させましょう。

表 改善基準告示（平成元年労働省告示第7号）の2024年4月適用改正概要（主なもの）

	改正前		改正後
1年の拘束時間	3516時間 （年換算）	➡	原則 3300時間 最大 3400時間
1か月の拘束時間	原則 293時間 最大 320時間	➡	原則 284時間 最大 310時間
1日の最大拘束時間	13時間 15時間超 週2回まで 上限 16時間	➡	13時間 14時間超 週2回までが目安 上限 15時間

【参考】「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動は、トラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、物流に関わるすべての関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、女性や60代の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動です。

運動に参加し、物流の効率化・生産性向上を進めましょう！香川県内の荷主企業も参加しています！

「ホワイト物流」
推進運動



この資料や関連情報は...

はたらきかたススめ！

（すべての一般市民・事業主の皆様へ）

香川労働局HP



労使団体トップや香川県知事らが働く人に過度な負担を生まないアクションを県内で進めることを共同宣言しました（2023年10月）



取引先の事業者等に長時間労働を生じさせていませんか？

～ 残業の多い建設業・ドライバー・医師も残業規制が始まりました～

事業者は、取引先事業者などに長時間労働を生じさせないよう取引上配慮に努めることが義務付けられています。また、全ての事業者は、労働基準法に基づく時間外労働の上限時間を超えて労働者に仕事をさせることができません。

長時間労働につながる取引慣行があれば、見直しましょう。

他の事業者との取引において、

長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わない
よう配慮する必要があります。

(労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)第2条第4項)



**著しく短い期限
発注内容の頻繁な変更**



事業者の皆様は、他の事業者との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう企業内に周知しましょう。

週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること

発注内容の頻繁な変更を抑制すること

発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

(労働時間等見直しガイドライン(平成20年厚生労働省告示第108号)2(4))

さらに2024年4月からは…

残業が多い建設業、自動車運転者、医師についても、働く人の命と健康を守るため、5年間の猶予を経て、2024年4月から、時間外労働の上限規制が始まりました。

取引先が長時間労働に至らないよう準備はできていますか？

裏面へ



図1 雇用者数100万人当たりの脳・心臓疾患の労災認定件数(上位業種)(農林業等除く)

厚生労働省「令和4年度「過労死等の労災補償状況」」及び総務省「労働力調査」(2022年)から香川労働局が作成

図2 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者割合

総務省「労働力調査」(2023年)から香川労働局作成

残業の多い建設業、ドライバー、医師も残業規制が始まりました

各事業者は、取引先等のこれら業種の長時間労働防止について、自社が準備できているか改めて次のポイントを確認ください。

例えば運送契約に基づく荷の配送や建設工事請負契約に基づく工期といった民事契約の内容を履行するために必要であっても、運送事業者や建設事業者がその労働者に法律に基づく上限時間を超えて労働させることはできません。

対応のポイント1 経営トップの方針表明や体制整備を行いましょ

- ☑ いわゆる「2024年問題」への対応について、経営トップが法改正の概要を認識の上、自社との関係性や準備の進捗状況に応じて、経営方針やヒト・モノ・カネ・情報等の体制が適切か否か確認し、必要があれば見直しを行いましょ。

対応のポイント2 社内の関係部署に必要な周知を行いましょ

- ☑ 次を含む必要な事項について、自社の各関係部署等に周知しましょ

- (1) 改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制等の内容
- (2) 改正貨物自動車運送事業法等の内容（違反原因行為が疑われる荷主に対する国土交通大臣による働きかけ、要請、勧告・公表の仕組み等）
- (3) 改正建設業法の内容（著しく短い工期で建設工事を契約した発注者に対する国土交通大臣等による勧告・公表の仕組み等）

対応のポイント3 具体的な対策に取り組みましょ

農林水産業、製造業、卸・小売業、建設業など、トラックドライバーの長時間労働に大きな影響を及ぼす事業場 にとっては、荷主による率先した取組が必要であるため、次のような具体的取組を実施しましょ。

- ☑ 関係ガイドライン、トラック運転者の長時間労働削減の荷主企業としての取組事例、「独占禁止法」の物流特殊規定に係る内容の社内関係部署への周知

- ☑ 元請事業主（運送業者）に提案を求め、運送業者と協働して対策を検討・実施するなど、具体的な対策を講じること。

発荷主と着荷主はもとより、建設業における元請事業者等の関係者を含む。



対応のポイント4 自社の労働者が休暇取得しやすい環境を整えましょ

- ☑ 患者やその家族となる労働者が、診療時間内に受診したり家族の病状説明を受けたりできるように、年次有給休暇などの休暇取得を促進しましょ。

（医療を守るため、受診や患者家族への病状説明は診療時間内に行うことが重要です）

関係ガイドラインや取組事例など
詳細情報は[こちら](#)

香川労働局HP



はたらきかたススメ！

（すべての一般市民・事業主の皆様へ）

労使団体トップや香川県知事らが働く人に過度な負担を生まないアクションを県内で進めることを共同宣言しました
（2023年10月）



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に **物流情報局** を開設しました。



荷主の方



事業者の方

トラックトップページ

新規OPEN!!

物流情報局

NEW

- ① 荷主の皆さまへ
- ② 事業者の皆さま
(トラック運転者の皆さま) へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん



荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など



今後施行される法令のポイント

- 改正物流法、関係省令 など

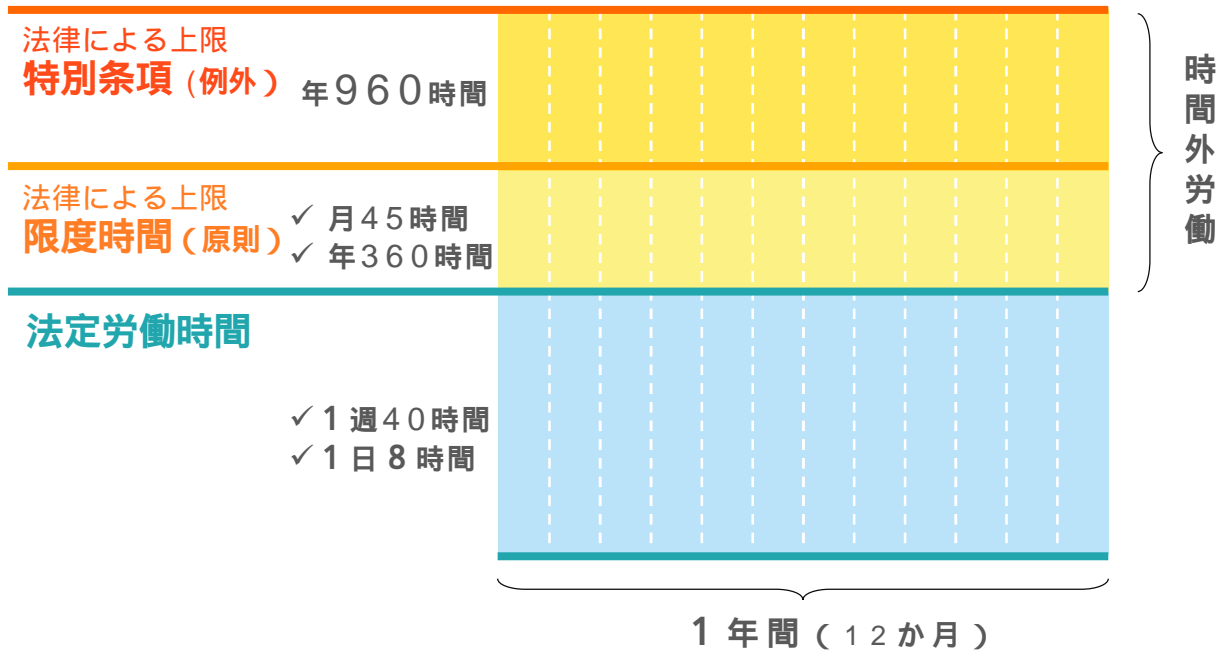


トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など


今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
 1年の拘束時間	3,516時間以内	原則：3,300時間以内 例外（1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則：284時間以内 例外（1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

1 労使協定により延長可（ を満たす必要あり）
284時間超は連続3か月まで。
1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。➤



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら

トラックポータルサイト



「改善基準告示」の解説動画も公開中!!



STOP!

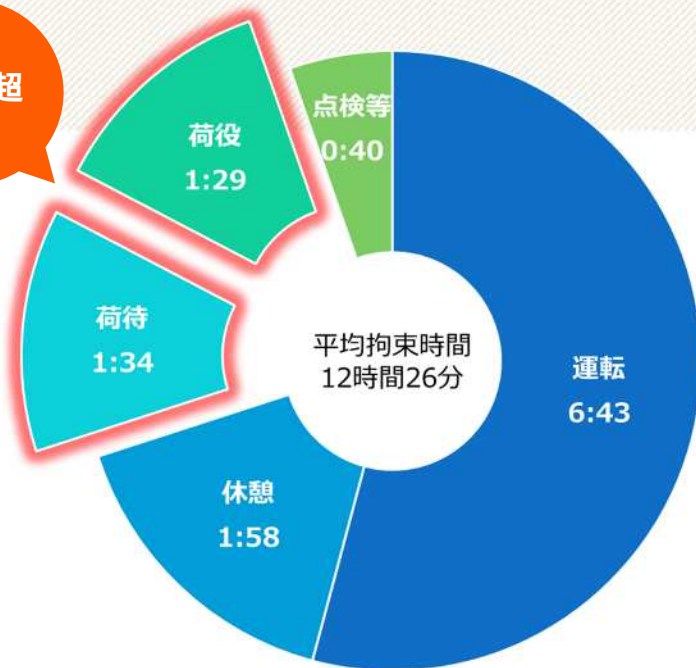


長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

3時間超



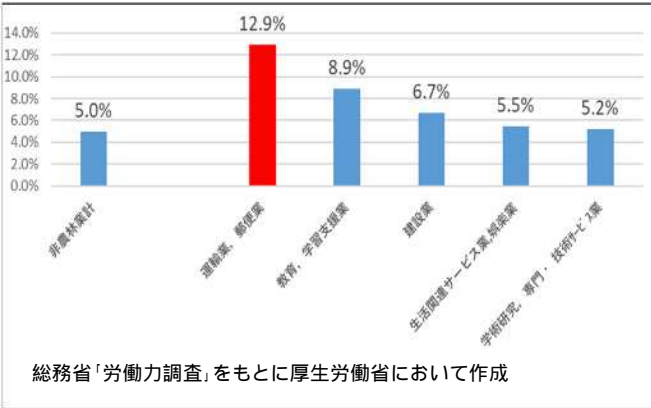
出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。



⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

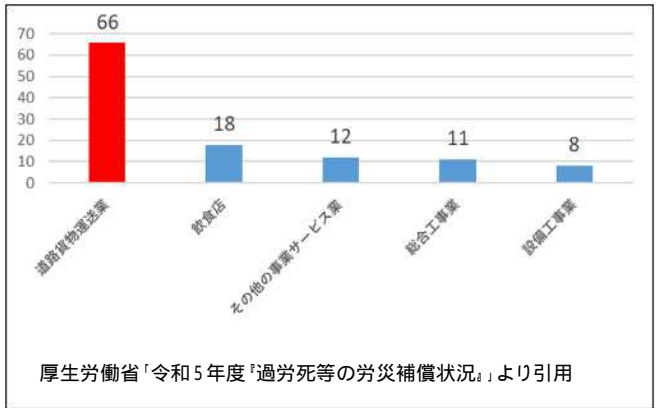
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（R5年、上位業種）



雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。



こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。

⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。



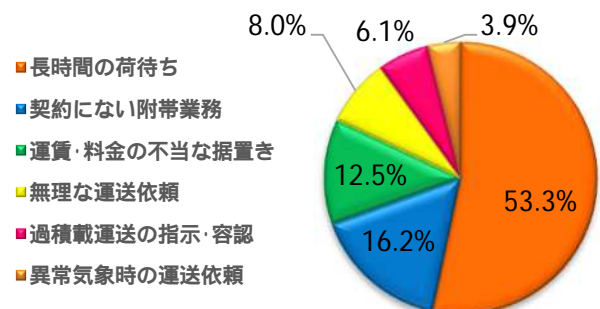
トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

こうした状況を踏まると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

何も対策をしなければ、

2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R6.6.30時点）



貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない付随作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2

改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は付随作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた

「改正物流法」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について



お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		



2024年
4月から

建設業、ドライバー、医師の
時間外労働の上限規制適用開始!



くらし・はたらき
マエストロ
たしかめたん

みなさまに お願いがあります!

たしかめよう!

適正な 工期の設定を!



週休2日の実現に向け、
ご配慮をお願いいたします。

荷待ち時間・ 荷役時間の削減を!



再配達への削減に向け、
確実に受け取れる時間の指定や
置き配などの活用もお願いいたします。

行程・ダイヤについて よく話し合いを!



停留所からの安全な発車にも
ご協力ください。

受診は 診療時間内に!



医療のかかり方への
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください →



暮らしを支える方々のためにも みなさまへ大切なお願いです！

みなさまへお願い



くらしはたらきマエストロ
たしかめたん

建設業



抱える問題

工期が短いと、土日も働かなければならず、長時間労働につながります。

わたしたちにできること

工事を受注・発注するときは、**ゆとりをもった適正なスケジュール**に。
また、工事の受注・発注に当たっては**適切な金額**での契約を心がけてください。

トラックドライバー



抱える問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行あたり平均3時間程度と言われており、長時間労働の原因となっています。

わたしたちにできること

荷待ち・荷役作業時間削減のため、**適切な日時指定**、**予約システムの導入**、**作業効率化**などの工夫を。
また、「**標準的運賃**」を参考に、運賃や、荷待ち、荷役作業の料金の見直しもお願いいたします。

バス運転者



抱える問題

運行スケジュールによっては、休憩できずに運転時間が長くなってしまいます。

わたしたちにできること

貸切バスや送迎バス、コミュニティバスを発注するときには、**行程やダイヤ**についてバス事業者とよく話し合いを。
また、運転者が必要なときに休憩をとれるように**SA・PAの駐車ルール**を守ることも重要です。

医師



抱える問題

夜間や休日など診療時間外に緊急でない受診をすることは、医師の負担につながります。

わたしたちにできること

受診すべきか迷う場合には
☎#7119(大人)または**☎#8000(小児)**へご相談ください。^(※)
また、ご家族の方も病状説明などは**決められた診療時間内**の受診をお願いいたします。

※#7119/#8000の実施状況は地域によって異なります。
非対応地域については、全国版救急受診アプリ「Q助」をご活用ください。
詳しくはウェブサイトをご覧ください。